

第18回ユニバーサルサービス委員会 議事概要

日 時 平成19年5月15日(火) 15:30~17:00

場 所 総務省10F 1001会議室

参加者 ユニバーサルサービス委員会 黒川主査、酒井主査代理、菅谷委員、関口委員、東海委員、藤原委員

総務省 桜井電気通信事業部長、谷脇料金サービス課長、二宮料金サービス課企画官、鈴木課長補佐、事務局

※ 冒頭、事務局から配布資料の確認

※ 事務局から資料1、資料2に沿って説明

酒井主査代理 補てん対象額の試算額が上昇している主たる原因は、NTSコストの付け替えによるものか。

事務局 基本的にはそのとおり。

黒川主査 負担事業者53社中50社が利用者に利用者に負担を求めている中、このまま補てん対象額が上昇することにより、すべて利用者に負担を求めることが想定される。

事務局 ほぼすべての負担事業者が利用者に負担を求めることは想定されていなかった。加えて、基本料分野での競争が思ったよりも進んでなかったことと合わせて考えると、級局別格差が残されたまま、利用者負担が行われ、それが増えていくのでは利用者の理解は得られない。

菅谷委員 平成19年3月30日の平成19年度LRIC接続料答申の際に消費者団体から「利用者への転嫁を行わないこと」という意見が出されているが、この意見への対応はどうなったのか。

事務局 当該審議会答申の際に、本件に関する要望事項が出されたため、同年4月6日に基礎的電気通信役務支援機関に対して、負担事業者が利用者負担を抑制する方向で検討することについて周知を行うよう文書で要請したところ。

委員 本周知に関する負担事業者からの反応はあったのか。

事務局 現在のところ反応はない。なお、今回の省令改正は、当該審議会答申の要望事項において、補てん対象額の算定方式の見直しに対応したものの。

菅谷委員 報告書案には見直しに至る経緯として、利用者負担を抑制するように負担事業者に対して要望を出したが、どの事業者も現時点では具体的な対応をしていないということを書き記述の方が分かりやすいのではないか。

また、「全国平均費用+標準偏差の2倍」のベンチマークの拠り所の一つとして、米国の例を出しているが、将来の米国制度の見直しの際に、同様に制度を見直すことにならなければよいが。

黒川主査 制度見直しの背景についてはあまり書き過ぎる必要はないのではないか。今後7円程度の水準で推移していくのが適当で、そのために今回「全国平均費用+標準偏差の2倍」に見直すのであれば、素直に聞くことが出来る。

関口委員 米国の制度を例示して見直しの理由の一つとすること自体は良いが、米国の制度は各州の政策支援分が加味されている。我が国の場合はすべて自助努力とされており、

まったく同じ事例とは言えないが。

事務局 ベンチマーク方式を採用している主要な国が米国である。確かに米国の制度と見直し案にはいくつかの相違点はあるが、今回の「標準偏差の2倍」の妥当性を判断する要因の一つとして挙げている。

藤原委員 省令案の「当分の間」とは、どのくらいの期間をイメージしているのか。また、この記述の趣旨は何か。

事務局 本見直しは、あくまで緊急避難的に行われるものであり、恒久的なものではない。制度自体が施行後3年を目途に見直しをすることになっているので、少なくとも現行制度においてあと2年は継続するというイメージ。但し、制度見直しの状況如何によってはその後の継続もありうる。

藤原委員 前回の制度見直し時の事業者ヒアリングにおいて、利用者に負担を求めることで統一すべきという事業者もいたが、最終的には事業者の経営判断に委ねられることになった。今回の見直しは利用者への7円転嫁に起因する（逆に事業者が負担すれば問題化しなかった。）

報告書案は朝令暮改のそしりを受けないようにこれまでの考え方と一貫性を持たせたものにすべき。ユニバーサルサービス料金の抑制という目先の議論だけに終始するのではなく、残されている級局別格差の問題をも議論する必要がある。

東海委員 そもそもこの問題の発端は接続料問題である。ユニバーサルサービス制度の運用の前段としてNTSコストの付け替えの議論があった。その経緯は、近年のIP化の進展によって固定電話トラフィックの減少が顕著になったため、LRIC接続料の適正化だけでは対応出来なくなってきた中で、NTSコストの扱いが検討されることとなったもの。その後設置された基本料等委員会においてもNTSコストの問題は整理しきれなかったが、ユニバーサルサービス制度導入のきっかけとなった平成14年のユニバーサルサービス委員会において、NTT東西の内部相互補助論という考え方に基づき、基金により措置を行うことと整理された。現在においても、その基本的考え方は変わってはいないと考える。

今回の見直しは、3月30日の情報通信審議会答申において、利用者負担の抑制を目的とした補てん対象額算定方式の見直しの検討が要望されたことを受けて、4月19日に総務省から電気通信事業部会に見直し案が諮問されたもの。朝令暮改というご指摘もあるが、これまでの経緯から、今回の措置は議論の対象となるものであると考える。

黒川主査 ユニバーサルサービスの維持費用をみんなで負担していくというユニバーサルサービス制度本来の考え方があり、単に利用者に負担を求めるのではなく、接続料や基本料も含めて整理がされていくべきものとする。ほとんどの事業者が利用者へ負担を求めている現状を踏まえると今回の見直しは必要だと思うが、考え方はしっかり整理しておく必要がある。

関口委員 そもそもNTSコストの付け替えは、LRIC接続料の飛躍的な上昇を抑えることが目的であったが、接続料から基本料に付け替わり、結果としてNTSコストを負担するための制度のようになってしまった。別添1のP5にある見直し前の補てん対象額の推移は、NTSコストの段階的な付け替えの影響を考慮して算出された数字である。つまり、補てん対象額の上昇は初めからわかっていたことであるが、補てん対象額が増

えることにより、最終的にユーザ負担が増えてしまうということについては、当時検討を行った我々の判断とは異なる状況が生じている。他方、今回の見直しにより、「標準偏差の2倍」部分についてはNTT東西が負担することとなるため、事業者間の費用負担の割合が変わってくる。これについては公平な負担割合となるように接続料での調整が必要である。これらを踏まえた上で、最終負担者の負担が増加しないような仕組みにしていくことであれば見直しには賛成である。

補てん対象額が今後上昇しても、事業者が一律に利用者料金に上乘せをしないようにすることができれば話は早いですが、独占禁止法上それは出来ない。今回の見直し案は次善策としてやむを得ない。

酒井主査代理 IP電話が増えたことで維持コストが上昇したと言うのであれば、理屈が通りやすいが、今回のケースはNTSコストの付け替えが上昇の主たる要因である。しかもそれはあらかじめ分かっていたこと。ユニバーサルサービス制度だけで考えられる問題ではなく、接続料、基本料を含めて全体として制度を運用していこうということでスタートしているものであることから、個別に理屈付けをするのではなく、全体をリバランシングするというのなら理解できる。米国の例については、制度の変更の度に理屈を考えなければならなくなってしまうのではないかと。強い理屈付けはいらぬ。

菅谷委員 過渡的な手段としてであれば、報告書案で良いと思う。但し、審議会などでの全体のリバランシングの議論は必要。

また、料金水準の考え方として、事業者が今後この7円が利用者に負担を求めることができる程度の額であるということ認識しておくべきであると思うが、たまたま今年度の負担金の計算の結果が単価7円だったのであり、必ずしも7円が合理的な額ということではないということ認識しておくべき。

黒川主査 条件不利地域に対する補てんを行うときに、税金ではなく民間事業者間の中立的な相互補助のシステムが、我が国ではじめて、電話サービスでの制度として導入されたことは意義があると言える。

ドミナント事業者は効率的で適正な技術を取り入れることが求められるという制度の目標自体はいまだ変わるものではないが、競争環境が変化し、今後利用者負担が増加していくことが考えられる中で、負担の抑制を検討すべきであるという審議会の要望により、今回見直しがされるということ。

事務局 見直しの理由として、①当初想定していた基本料分野の競争よりもIP化へのマイグレーションによる競争の進展があったこと、②結果的にほとんどの負担事業者が利用者へ負担を求めていること、という2つの大きな環境の変化があった。

また、見直しに当たり、事業者間の費用負担の割合に変動が生じるというご指摘については、審議会答申要望事項にもあるように接続委員会と同時並行的に検討していくこととしている。また、7円という料金についての考え方としては、当該要望事項のきっかけとなった金額であり、審議会が利用者負担を現状より低くするよう要望いただいているという意味で、一つのベンチマークと言える。

藤原委員 審議会答申の要望事項により、「利用者に転嫁するか否かは各事業者の料金戦略や経営判断である」という従来の考え方から、「利用者負担は、可能な限り抑制する方向で検討することが望ましい」と方針転換があったことを見直しの背景として加筆するべ

きではないか。

酒井主査代理 「全国平均費用＋標準偏差の2倍」は将来ありうる変更に対応できるのか。

本来は7円という金額が先行しているので、後々尾を引かないよう、無理に理屈を付けることもないと思うが。

藤原委員 緊急避難的に「当分の間」と具体的な適用期間が決まっているものではないので、将来的な変更にも対応可能ではないか。

黒川主査 見直しの背景についても網羅されていると思うが、もう少し競争政策上の観点からの記述があれば、より良いと思う。

藤原委員 7円の水準維持と利用者負担増加の回避の考え方について、両方のつじつまが合うのか。審議会からの要望と本見直しとの関係を確認したい。

事務局 事業者の経営判断であるという中で、利用者に負担を求めてはいけないうままでは事業者に言うことはできない。審議会答申における要望事項の趣旨は、将来的に利用者負担が増えることを抑制する方向で検討して欲しいというもの。

事務局 来年度からの適用を考えた場合、早急に見直しをする必要がある。本日の議論を踏まえ、報告書案を修正させていただく。

※その他

- ・報告書案については、各委員からの意見を踏まえて事務局が修正を行い、各委員へ照会の上、最終的な判断は主査に一任された。
- ・また、7月の電気通信事業部会・接続委員会の合同ヒアリングに、黒川主査がユニバーサルサービス委員会の代表として参加することとされた。
- ・報告書案について7月を目途に事業部会に報告することとされた。

以 上